

西東京市「子ども・若者の権利の観点」からの評価・検証専門部会員（案）

氏名	選出区分	備考
おの みちこ 小野 道子	大学准教授	子ども・若者審議会委員
しまざき さとこ 島崎 里子	西東京市主任児童委員	
こばやし じょうたろう 小林 穰 太郎	公募：満18歳から満30未 満の市民	
つじ こういち 辻 康 一	西東京市立中学校長代表	
なかにし しん 中西 真	大学准教授	専門委員
はやし だいすけ 林 大 介	大学准教授	

西東京市子ども・若者審議会条例より抜粋

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員18人以内をもって組織する。

- (1) 子ども・若者又は医療に関する事業に従事する者 6人以内
- (2) 学識経験を有する者 7人以内
- (3) 保護者(法第6条第2項に規定する保護者をいう。)及びこれに準ずる者 3人以内
- (4) 市民 2人以内

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて、市長が委嘱する専門委員を置くことができる。

第8条 審議会は、特定の事項を調査し、及び検討させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員及び専門委員の中から会長が審議会に諮って指名する者(以下「部会員」という。)をもって組織する。

3 専門部会に、部会長を置き、部会長は会長が指名する部会員をもって充てる。